

いの町立三瀬中学校休校校舎等利活用事業者提案募集要項

1 本要項の趣旨

いの町では、休校となつたいの町立三瀬中学校校舎等を地域の振興発展を図るため、有効に利活用することを目的に利用者を広く募集する。

2 施設名及び所在地

- (1) 施設名 いの町立三瀬中学校
- (2) 所在地 高知県吾川郡いの町楠瀬 54 番地

3 施設の概要

本要項で対象とする施設は、校舎棟、体育館、グラウンド及びプール（付属室含む）とする。

(1) 校舎棟

建築年	昭和 6 0 年
構 造	鉄筋コンクリート造
階 数	2 階建て
耐 震	新耐震基準
延床面積	1 0 1 1 m ²
冷暖房設備	冷暖房設備なし
水道設備	地区簡易水道
下水道設備	合併処理浄化槽

(2) 体育館

建築年	昭和 5 4 年
構 造	鉄骨造
階 数	1 階建て
耐 震	旧耐震基準（耐震診断未実施）
延床面積	4 2 0 m ²
冷暖房設備	冷暖房設備なし
水道設備	地区簡易水道
下水道設備	汲み取り式

(3) グラウンド

面 積	4 9 8 9 m ² （西側公園、プール部分含む）
-----	---------------------------------------

※グラウンドは現在高知県の工事用地として貸し出しているが、令和元年 9 月 3 0 日に整地のうえ返却予定。

(4) その他

区域区分	都市計画区域外、用途地域設定なし
接 道	国道 1 9 4 号
土砂災害	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
通 信	ISDN 回線は引込可能（ADSL、光回線は未通）

4 応募資格

応募者の資格は、次の要件を満たす法人又はその他の団体とする（法人、任意団体の別を問いません。）。

- ア 会社更生法及び民事再生法による更正中及び再生手続中でないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する一般競争入札への参加に適さない資格要件に該当しないこと。
- ウ 地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- エ いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 22 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- オ 国税及び地方税について滞納がないこと。
- カ 申込みを行う法人及びその役員が、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者でないこと。
- キ 宗教活動、政治活動に利用する目的とする者でないこと。

5 貸付条件

貸付に係る条件は以下のとおりとする。

- (1) 公序良俗に反しないものであって、地域の振興発展に資する事業を行うこと。
- (2) 貸付期間は原則 3 年以上とし、期間終了後には更新できるものとする。
- (3) 一括貸付を原則とする。
- (4) 町の指定避難所となっているので、校舎棟・体育館については、日常的に適切な清掃・管理を行い、非常時には避難所として開放すること。
- (5) 施設（校舎棟、体育館、グラウンド及びプール（付属室含む））及び敷地（法面含む）植栽の適正な維持管理に努めること。
- (6) 楠瀬地区の一員として地区に加入し、地区会費を納入すること。また、地区の行事・清掃活動などには積極的に参加すること。
- (7) 楠瀬地区テレビ組合、地区水道組合に加入し、会費を支払うこと。
- (8) 貸付期間を満了した場合や施設の使用を中止する場合は、速やかに原状復旧し、返還すること。
- (9) 第三者に対する利用の権利の譲渡又は貸付は禁止する。
- (10) 建物施設（校舎棟、体育館）に保険を掛けること

6 事業者負担

事業者負担とする費用等は以下のとおりとする。

- (1) 契約に要する費用は、事業者の負担とする。
- (2) 対象施設の維持管理に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 利用にあたって必要な貸付対象施設の改修（利用目的によっては、関係法令に対応した設備改修が必要となる場合があります。）に係る費用は、すべて事業者の負担とする。
なお、施設の改修を行う場合は、事前に町の承認を受けること。
- (4) 利用期間中における破損等に係る修繕費用は、事業者の負担とする。
- (5) 敷地に存在する施設、工作物及び樹木等の撤去等に係る費用はすべて事業者の負担とする。なお、施設、工作物及び樹木等を撤去する場合は、事前に町に承認を受けること。

7 募集受付

- (1) 募集受付締切

令和元年7月31日

- (2) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

- (3) 受付場所

高知県吾川郡いの町 1700 番地 1 いの町教育委員会事務局

- (4) 受付方法

持参または郵送

※持参の場合には、土日祝日を除く受付期間内にお越しください。

- (5) 質問受付

随時受付しますので、書面（FAX可）（別紙「質問書」）によりお問い合わせください。

電話等の口頭でのご質問には対応しかねますので、ご了承ください。

8 提出書類等

- (1) 提出書類

①いの町立三瀬中学校休校校舎等利活用事業応募申込書（様式1）

②事業者概要書（様式2）

※添付書類

- ・法人の場合は登記事項証明書
- ・その他の団体の場合は、規約や定款等これらに類する書類の写し

③事業計画書（様式3）

④納税証明（国税、地方税に滞納がないことを証明するもの）

※該当するすべての国税及び地方税について未納がないことを証明する書類

国税；法人税、消費税及び地方消費税、所得税

都道府県税；法人都道府県民税、法人事業税、都道府県民税

市区町村税；法人市区町村民税、市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税

⑤その他事業の説明等に必要な書類がある場合には参考資料（任意）

（２）提出部数

２部（１部は原本、もう１部は写し）

（３）その他

法人化予定など事業形態等により提出できない書類がある場合には、ご相談ください。

９ 応募に関する留意事項

（１）提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とします。

（２）提出書類の返却はしませんので、応募者が必要に応じて写しを保管してください。

（３）応募後に辞退する場合には、電話連絡の上、辞退届（様式４）を提出してください。

１０ 審査方法及び結果通知

（１） 書面審査

それぞれの事業提案書等について、あらかじめ設定した評価項目に基づき評価を行います。

（２） ヒアリング

提案事業の内容に関して、必要に応じてヒアリングを行いますので、ご対応をお願いします。

（３） 結果通知

審査結果については、決定次第速やかに応募者全員に対し、郵送により通知します。

また、最終的に利活用事業者との協定締結後は、いの町ホームページに公開することを予定しています。

（４） その他留意事項

①審査結果に対する異議申し立ては受け付けませんので予めご了承ください。

②提案に要する費用は、応募者の負担とします。